

女性の活躍を促す生涯学習

藤 江 陽 子

(文部科学省大臣官房人事課長・
前生涯学習政策局男女共同参画学習課長)

平成27年8月28日、女性の職場における活躍を推進する、いわゆる「女性活躍推進法」(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)が成立した。同じ日には、日本が主催国である女性活躍促進のための国際会議の第2回目「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo 2015)」が開幕し、2日後の30日には、UN Women日本事務所が文京区に開設、その開所式が行われ、総理が出席するなど、政府における、現在の重要課題である女性活躍に向けての動きは、国内、そして国際的な場においても大変活発である。

同様に現在の我が国の重要課題であるのが、本年報の特集テーマである地域再生、地方創生であり、平成26年末に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」が、そして平成27年6月には「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、関連施策が展開されている。これらの方針等の中では、「女性活躍」そのものが大きくまとまって記述されているわけではないが、「総合戦略」の政策パッケージ中、「地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする」という項目の中の小項目で、「地域における女性の活躍推進」の記述がある。またその付属文書「アクションプラン(個別施策工程表)」にも一項目挙げられている。

こうした中、平成27年6月に閣議決定された平成27年の「男女共同参画白書」は、毎年そのときどきのトピックを扱う冒頭部分で、「地域の活力を

高める女性の活躍」を取り上げており、その刊行に当たっての担当大臣の巻頭言には、「女性活躍と地方創生は密接に関連し、政策的にも連携を強めて」との記述がみられる。

これら、現在の政府における最重要課題の二つを踏まえ、文部科学省では「女性の学びの促進に関する有識者会議」を平成27年8月末に立ち上げ、それぞれの地域で女性が学ぶことを通じて社会参画していくための促進策の検討を開始した。

以下本稿では、女性活躍に関する政府の方針につき、教育・学習という面に着目しつつ確認するとともに、地方創生・地域再生との関係を踏まえながら、文部科学省で開始した「女性の学びの促進」策の検討について言及していきたい。

1. 女性活躍をめぐる最近の政府の動き ～教育・学習を中心に～

現在、女性の活躍が政府の重要課題であることは、論を俟たない。政府の方針決定に注目して最近の動きだけ見ても、平成27年6月26日全閣僚からなる「すべての女性が輝く社会づくり本部」による「女性活躍加速のための重点方針2015」（以下、「女性活躍重点方針」と言う。）の決定、6月30日閣議決定された『『日本再興戦略』改訂2015』（以下、「再興戦略2015」と言う。）における女性活躍についての言及、7月28日、男女共同参画会議による「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」の決定、8月28日「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、9月25日、法成立を受けての「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」の閣議決定と、次々と方針等が示されている。

特に、こうした動きが活発になったのは、第2次安倍内閣の発足以降であり、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉え、その力の発揮を持続的な経済成長のためにも不可欠なものとして、成長戦略の中核に位置付けた。それまで、女性の活躍が経済成長戦略で中心的な課題として取り上げられることはなかったが、「日本再興戦略」（平成25年6月閣議決定。以下、「再興戦略2013」と言う。）において、これまで活かしきれていなかった我が国最大の

潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは不可欠であるとの認識にたち、女性の活躍推進のための施策について、一項目設けて記述したことは画期的なことであった。そして、この再興戦略における位置付けは、「『日本再興戦略』改訂2014」（以下、「再興戦略2014」と言う。）、「再興戦略2015」に受け継がれている。もちろん、経済の成長戦略という文脈の中であることから、再興戦略における女性活躍の課題の中心は就労等の経済的な側面となっている。今般成立した、いわゆる「女性活躍推進法」も、正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」であり、こうした文脈の中にある。

他方、「女性活躍」と言った場合に、職業に就いている、あるいは職業に就きたい女性だけではない、という議論もある。こうした点も踏まえ、成長戦略の流れと並行して、平成26年10月には、様々な状況におかれた「すべての女性が輝く政策パッケージ」が、全閣僚から成る「すべての女性が輝く社会づくり本部」により決定された。「職場で活躍したい」という女性だけでなく、「安心して妊娠・出産・子育て・介護をしたい」という女性や、「地域で活躍したい」「起業したい」といった女性の希望なども実現していくという趣旨の政策パッケージである。この政策パッケージを受け、平成26年11月からは、女性活躍担当大臣の下に、女性の暮らしの質（QOL）を高める方策を検討する「暮らしの質向上検討会」が設けられ、検討を開始した。そして平成27年6月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」により「女性活躍重点方針」が決定されている。

今述べてきたように、経済成長の観点からの職業生活における女性活躍を中心、あるいは出発点としつつ、「すべての女性」をターゲットとする視点に拡大してきた政府の女性活躍施策であるが、その中で、教育・学習の視点から、どのように取り上げられているか等について、次に述べたい。

その前提として、女性活躍関連の教育・学習、あるいは文部科学省関係の施策は、極めて大雑把ではあるが、大きく分けて次の3つの分野があると考えている。①多様な選択を可能とする教育・学習の充実（女性のエンパワーメントの促進）、②教育分野における女性の就労・登用の促進、③安心して子育てができる（仕事等との両立も含め）環境の整備、の3つである。

①は、あらゆる分野における男女共同参画、あるいは女性活躍を進めるう

えでの基盤としての教育・学習である。第3次男女共同参画基本計画の第11分野の基本的考え方にも「男女が共に自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要がある、その基礎となる」のが教育・学習であり、「男女が主体的に多様な選択を行うことができるよう、人生を通じたそれぞれの段階におけるライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出すため、女性のエンパワーメントを促進する」とある。

②は、教育・研究に関わる人材として、教員あるいは研究者、教育委員会関係者、大学関係者等、数多く存在する。こうした方々の採用、継続的就労、登用といった課題である。

③は、子供達の教育や安全を確保する観点から、保護者が安心して子育てできる環境を整備するという課題である。

もちろん、これらの分野はそれぞれ重なり合う部分も多く、はっきりと分けられるものではないが、この3分野から、最近の女性活躍に関係する政府の方針（再興戦略 2013～2015、女性活躍重点方針等）で取り上げられているものを整理してみると、以下のような施策が示されている。

まず、①の女性のエンパワーメントの関係では、キャリア教育の推進と、女性の学び直し支援の観点を取り上げられている。キャリア教育の推進については、「次世代の女性活躍に向け、ロールモデル提示、出前授業などキャリア教育プログラム情報を集約・発信する」（再興戦略 2014）とあり、また、女性の学び直しについては、「学び直しの地域ネットワークの創設」（再興戦略 2014）との記述がある。

②の教育分野における女性の就労、登用の促進関係では、再興戦略において、「特に仕事と子育て等の両立が困難な女性研究者等を支援」（再興戦略 2013）、「女性登用等に積極的に取り組む大学に対する支援、女性研究者の研究と出産・育児等の両立のためのワークライフバランス配慮型研究システム改革」（再興戦略 2014）と記述されるなど、女性研究者の支援が取り上げられている。また、女性教員の教頭・校長等への昇任促進について、「女性活躍重点方針」で取り上げられている。また、①のキャリア教育とも関係するが、「女性活躍重点方針」では、「科学技術イノベーション立国を支える女性の理工系人材等の育成」として、「小学校から理工系選択を実質的な選択肢として意識でき、かつ進学や就職などの各段階で理工系選択がこれまでより

も容易となるよう、制度面も含め総合的かつ一貫したサポート体制を構築するなどの支援を行う」とされている。

③の安心して子育てできる環境の整備に関しては、「放課後子どもプラン」に基づく放課後児童クラブと放課後子供教室の充実及びその連携について、「再興戦略 2013」で指摘があり、その後改訂版の「再興戦略 2014」では、さらに踏み込んで、児童クラブの受け皿拡大と児童クラブと子供教室一体型についての具体的な目標値を記載しての措置を求めている。また、②とも関係するが、「女性活躍重点方針」では、「教員や大学生等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、大学等の教育・研究機関における学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの整備を促進する」と示されている。

以上のように、経済戦略である日本再興戦略や、すべての女性が輝く社会づくり本部の決定等、政府全体の女性活躍推進の方策の中に、キャリア教育、学び直し、女性研究者支援、理工系人材育成、放課後子供教室の充実、大学等における保育環境の整備といった事項が盛り込まれている。

2. 地方創生と女性活躍支援

次に、やはり政府の最重要課題である「地方創生」との関係で女性の活躍推進方策について見てみたい。

冒頭触れたが、地方創生について平成26年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「まち・ひと・しごと総合戦略」と言う。）では、「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」という事項に関わる政策パッケージの一つとして、「地域における女性の活躍推進」を掲げ、地域における女性の活躍が、地域内の多様な人材の確保につながり、現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、地域経済が活性化され、魅力ある多様な就業の機会創出や地域社会全体に活力をもたらすものとなる、とし、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進するため、多様な主体による連携体制の構築や女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取り組みを進める

としている。

また、この本文への付属文書である「アクションプラン（個別施策工程表）」では、現在の課題として、①就業女性の約6割が第一子出産を機に離職、②女性の活躍状況は地域によって異なっており地域の実情に応じた推進が重要、③人口減少に直面する地域でPTA、自治会、消防団など様々な場面での女性の活躍が不可欠、④女性研究者割合は低水準であり地域の大学等でも活躍の場が限定的、との4点を示している。これに対し必要な対応としては、①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の早期成立、②地域に実情に応じた地域に根ざした取組の促進、③固定的役割分担意識の解消と地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、④学び直しを通じ女性を就労や起業、地域活動への参画につなげる地域や大学、専修学校等の取組を促進との対応策を示している。

ここでは、課題・対応ともに「地域ごとに実情が異なり」、地域の実情に応じた取組、あるいは地域ぐるみの取組が必要との認識が示されている。これについては、平成27年度の男女共同参画白書において、「地域の活力を高める女性の活躍」がテーマになっているということは冒頭述べたが、その中で、女性の活躍の現状や男女の仕事と暮らしについて、都道府県別の状況を明らかにしながら、それぞれの地域が女性の活躍を通じて活力を高めていくための課題等を整理している。具体的には、政治分野、行政分野、経済分野のそれぞれについて、都道府県別のデータを示し、分析している。ここではそれぞれについて触れることはしないが、「地域での活動は女性に多く担われている」という点と、「地域とのつながりが女性の居住意向に影響」しているということが分析結果として示されていることを指摘しておきたい。

前者は、地域でのボランティア活動についての総務省の「社会生活基本調査」（平成23年）の結果に基づき分析したものだが、1年間でボランティア活動に従事した者の数は男性より女性が多く、活動内容別では、女性は子供や高齢者、障害者等を対象とする活動に従事した者の割合が高くなっている（逆に男性はまちづくりや、安全な生活のための活動へ従事した者の割合が高い）とのことである。先に述べた「まち・ひと・しごと総合戦略」のアクションプランで示された3番目の課題、地域活動への女性の参画が不可欠ということとあいまって、更に女性の地域活動への参画を推進するとともに、

その活動の幅を広げることも重要と思われる。

また、後者は、内閣府「地域における女性の活躍に関する意識調査」（平成27年）の結果から、都市部でも地方でも、「地域とのつながり」が女性の居住意向に影響を与えている可能性を指摘している。このことから白書では、地域のつながりを活かしつつ、女性の就業意欲の高まりに対応できる就業の場の拡大が地方で進めば、地方は女性にとってより魅力ある場所となると考えられるとしている。平成26年5月に民間の組織である日本創成会議が示した「ストップ少子化・地方元気戦略」は、将来若年女性（20～39歳）が50%以上減少する市町村は消滅するおそれが高いとの警鐘を鳴らし、世間に衝撃を与えたが、都市部への流出の激しい若者、特に女性をどう地方にとどめるか、あるいは呼び込むかということは重要な課題である。

この点について、白書では「地域とのつながりを活かしつつ就業の場の拡大が進むこと」の重要性を指摘しているわけだが、文部科学省の施策との関係で言えば、「地域とのつながり」という点も含めて考えると、就業のみならず地域活動への参画の拡大というのも大切な要素であり、また「学び直し」を通じて、こうした就業あるいは地域活動への参画を実現できる環境を整えることが（「まち・ひと・しごと総合戦略」のアクションプランで示された対応策の一つでもあるが）、非常に重要ではないかと考える。

この「学び直し」と社会参画については特に、教育再生実行会議の第6次提言「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（平成27年3月）において言及がある。提言では、多様な人材が担い手となる「全員参加型社会」の実現のためには、現役世代の男性中心の経済社会から脱皮し、生涯現役、そして女性が輝く社会を実現していく必要があり、その際には生涯にわたって、仕事と生活、学びの調和（ワーク・ライフ・スタディ・バランス）を図る視点が重要と指摘している。そして、具体的な女性の活躍支援等の取組としては、①大学等で女性のスキルアップと、職場復帰や再就職等を支援する実践的なプログラムの提供推進、子育てや介護に従事中の人が安心して学び続けられるよう大学による保育環境の整備の推進等、②一旦学業を中断した人も学業を継続できるような弾力的な運用を大学が推進といったことと並び、「③大学、専修学校等が女性のニーズに応えるプログラムを提供するに当たっては、産業界等の連携や、各

種の就業・起業支援策、事業主への助成措置等の活用を図りながら、学んだ成果が社会参加につながる支援を行う。また、地方公共団体、社会教育施設とともに、結婚・出産等を機に離職した女性が地域活動に参画しやすくなるよう、NPO等と連携し、学びからその成果を活かした地域活動までの切れ目のない支援を行う」という点を挙げている。

また、地方創生と女性活躍については「女性活躍重点方針」でも、「地域社会における女性の活躍推進」という項目の中で、そのためには「リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による企業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進などに取り組む」としている。具体的には、①様々な関係者が連携し女性の起業を支援する体制を整備、②地域の実情に応じた働く場の確保や働き方改革の取組を推進、③地域の実情に応じた地方公共団体の取組を支援、④女性が中心となって地域の課題を解決する活動のモデル的な取組を実施・普及、⑤これまで女性の参画が少なかった分野において活躍できるような取組の推進といった施策が書き込まれている。

④にあるように、ここでも「地域の課題を解決する活動」の普及についての指摘があり、特にその中では、「育児・介護等の経験を活かした地域活動への参画やコミュニティビジネスの立ち上げ」ということを例示している。

以上、政府の方針等の中での「地方創生」と「女性活躍」という点について見てきた。本稿の目的である、地域・女性活躍・生涯学習という視点からは、女性の置かれている現状というのは地域により異なるという認識を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組が必要であること、そして、女性がそれぞれの地域で活躍していくためには、「地域とのつながり」とともに就業の機会や、地域課題への解決等のための地域活動への参画が重要であり、そのためにも「学び直し」あるいは「学び続ける」ことができる環境を整備していくことが必要といった点が指摘されていたと見ることができよう。

3. 女性の学びの促進による活躍支援のために

この節では、これまで述べてきた「女性活躍」及び「地方創生」の視点を踏まえ、社会参画に向けた女性の学びの促進の検討するために、平成27年8月末に文部科学省生涯学習政策局で発足させた「女性の学びの促進に関する有識者会議」について述べたい。

前節まで述べてきたように、地域における女性の活躍を支援していくために、教育・学習の視点から重要なことは、女性が学び続けられる環境を整備し、その学んだことを通じて、地域活動、あるいは就業につなげていくことだというのは、政府方針等でも示されているとおりである。

すなわち、地域において、いかに「学び」と「成果の活用」を繋げていくかということである。この課題は、生涯学習社会の理念である「人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ことに通じる基本的に重要な課題でもある。

この、女性の地域における学びと、成果の活用たる地域活動や就業という点については、これまでも（独）国立女性教育会館をはじめ、各地域の男女共同参画センターや、内閣府等においても、研究がなされてきている。

例えば、（独）国立女性教育会館においては、生涯学習との関わりから女性のキャリア形成支援を探るという観点から、「女性のキャリア形成支援に関する調査研究（平成15年度～平成17年度）」、「女性のキャリア形成支援のプログラムに関する調査研究（平成19年度～平成20年度）」、「女性のキャリア形成に関する実証的・実践的研究—複合キャリア形成過程とキャリア学習（平成22年度～平成24年度）」といった調査研究を積み重ね、それらの研究で得られた実践事例等を小冊子にまとめてきている。前2つの調査研究は、どのようにして一人ひとりが学習機会を活用して自分の能力や技術を向上させ、活動に結びつけていくのか、そのことをどう支援していくのか、ということ、生涯学習やNPO活動をきっかけに、さまざまな分野で活躍している女性のインタビューを通じて明らかにしようとするものである。また、3つめの調査研究は、キャリアを「職業キャリア」だけではなく、社会（地域）の課題

解決のための活動すなわち社会活動・地域活動を「社会活動キャリア」としたうえで、女性のキャリアをこれらの「複合キャリア」としてとらえ、事例研究を踏まえながら、その形成過程を明らかにしようとしたものである。

また、同会館においては「地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究（平成23年度～平成24年度）」を行い、地域の課題解決のための活動とその成果の活用ということにつき、「女性の経済的自立」という観点を加えた研究と、地域の男女共同参画センターでの講座のプログラム開発を試みている。

また、内閣府においては、平成23年8月に「地域の活力と魅力を生み出す男女共同参画活動事例集」を取りまとめ、「防災」、「地域おこし・まちづくり・観光」、「環境」の分野につき、男女共同参画の視点に立った取組事例を取集・提供している。更に、平成27年3月には「地域における女性活躍推進に関する調査研究報告書」を取りまとめた。この調査研究では、「女性の活躍は地域を活性化することにつながる」という観点から、地方公共団体が育児等の経験を活かした地域貢献（地域活動）等の支援、生活に困難を抱える女性への支援をより効果的、効率的に行うことを支援するための具体的、実践的な取組のモデル例の作成を試みている。

平成27年8月、文部科学省に「女性の学びの促進に関する有識者会議」（平成27年8月31日文部科学省生涯学習政策局長決定）が設置され、地域における女性の学びの促進のためのネットワーク形成及びその取組の在り方を検討していくこととなった。この有識者会議では、上述した先行研究をも踏まえつつ、一旦離職した地域の女性等を対象に、学びを通じた社会参画を促進するため、地域の関係機関・団体によるネットワークの形成とその取組みの在り方を検討し、全国に普及することを目的としている。

この会議は、文部科学省における「男女共同参画の実現の加速に向けた学習機会充実事業」の一環であり、本事業には、「学校段階におけるキャリア教育の推進」のための取組と、この「社会参画につながる女性の学びの促進」のための取組の2本の柱が含まれている。

そして2本の取組の一つである「社会参画につながる女性の学びの促進」としては、この有識者会議における検討と、検討の土台となる「学びを通じた女性の社会参画に関する事例調査」を行い、それらの成果を踏まえ、全国

的に普及するための「女性の学び応援フェスタ」の開催と、大きく3本の取組が含まれている。その中で、有識者会議では、具体的には、先に示した先行事例調査も踏まえ、学びを通じた女性の社会参画に関するグッドプラクティスの収集、分析をすることとされている。調査に際しては、事例に関わった各主体それぞれにヒアリングを実施し、学びや活動へのきっかけ、プロセスを丁寧に検証し、個々人の変化と、地域の変化それぞれについて把握するという方法をとる。

特に本調査研究のねらいに注目したい。会議発足時点における調査研究のねらいとしては、

- ①女性が社会に参画する際、学びのプロセスを経ることで、経済的効果による地域活性化だけでなく、地域課題を解決するための気づき等を得ることができ、それが地域活動への付加価値を生むこと。
- ②女性の学びを社会参画につなげていくためには、女性の学びを寄り添いながら継続的に支援していく仕組みが重要であること。
- ③女性が学びを通じて社会参画することは、地域のネットワーク形成にも役立ち、多様な主体を連携させることにつながる。といったことを明らかにすることであると示されている。

こうした点は、「女性活躍」、「地方創生、地方の活性化」、「生涯学習の振興」、この3つのキーワードそれぞれの、相互作用、あるいは相乗効果を明らかにすることとなり、先行研究も踏まえた上で、大きな成果となると期待している。特に、文部科学省の行う調査研究であり、個々人の「生涯学習と地域社会への参画」の支援を軸としつつ、それらが地域社会全体に与える効果という相互の関係に着目しているところは、新しい視点であるといえよう。

また、女性の学びを支え、活動に結び付けていくためには、産業界や学校や公民館等の教育関係者、ハローワーク等の労働行政分野の関係者等がネットワークをつくり、学ぶ内容が活動に活かされるようなものとなっているか、逆に学んだ成果が適切に評価され、活動に活かされるかということに連携して取り組む「横の連携」、一人のキャリアを、学びの導入から始まり、学びを支援し、活動につなげ、そしてまた学びながら活動の幅を広げていくというようなプロセス全体として支援していく「縦の連携」が非常に重要で

あると考えており、この調査研究のねらいにあるようなことが明らかになることは意義が大きいと考える。私見ではあるが、一旦離職した女性がどのようなプロセスで、地域活動への参画、あるいは就業ということになっていくかということ考えた場合、即座に希望通りの就業、というケースもあるだろうが、まずはPTAなどの身近な活動に参加して、そのプロセスで学ぶことを通じ、更に活動の幅を広げていく、あるいは、まずは学習をして、その成果を身近なところから活かすことから始め、その活動範囲を広げていくといった「学び」や「活動」を循環させながら、活躍の場を広げていく、というプロセスがより現実的なのではないかと考えているからである。

教育再生実行会議第6次提言でも「これまでのような『教育→労働→(育児→家庭)→老後』といった人生を前提とした教育の在り方は根本的に改める必要がある」と指摘されているが、まさに、「学び」と「活動」を繰り返す、「学び続ける」社会が求められており、本調査研究がそのための有意義な成果を示してくださることを楽しみにしている。

参考文献・資料

- ・日本再興戦略 Japan is Back (平成25年6月14日、閣議決定)
- ・「日本再興戦略」改訂2014 (平成26年6月24日、閣議決定)
- ・「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日、閣議決定)
- ・すべての女性が輝く政策パッケージ (平成26年10月8日、すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- ・女性活躍加速のための重点方針2015 (平成27年6月26日、すべての女性が輝く社会づくり本部決定)
- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成26年12月27日、閣議決定)
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)
- ・「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (第6次提言) (教育再生実行会議、平成27年3月4日)
- ・平成27年版 男女共同参画白書 (平成27年6月)
- ・ストップ少子化・地方元気戦略 (平成26年5月、日本創成会議)
- ・地域の活力と魅力を生みだす男女共同参画活動事例集 (平成23年8月、内閣府男女共同参画局)

- ・地域における女性活躍推進に関する調査研究報告書（平成27年3月，東京海上日動リスクコンサルティング株式会社（内閣府委託調査研究））
- ・キャリア形成に生涯学習をいかした女性たち（平成16年3月，独立行政法人国立女性教育会館）
- ・キャリア形成にNPO活動をいかした女性たち（平成17年3月，独立行政法人国立女性教育会館）
- ・社会参画と女性のキャリア形成事例集（平成25年3月，独立行政法人国立女性教育会館）
- ・地域課題の解決と女性の経済的自立に関する調査研究及びプログラム開発報告書（平成25年3月，独立行政法人国立女性教育会館）